

物部川漁業協同組合 内共第 509 号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和 5 年 9 月 1 日認可

令和 6 年 5 月 16 日一部変更認可

令和 7 年 7 月 18 日一部変更認可

(目的)

第 1 条 この規則は、物部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第 5 条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、すくい網、しゃびき、さお漁、えさ釣り、よこ掛け、玉じゃくり、は具、ひご釣り、はえ縄、つけばり、うなぎうえ、ぎじ釣り又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第 6 条第 3 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは20センチメートル以下、ハリの総数は4本以下とすること。
玉じゃくり と網 なげ網	水中眼鏡（がんめんを含む。）を併用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
なげ網	長さ23メートル以下、高さ0.75メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、物部川の杉田えん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁(友釣りを含 む。)	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時 から9月30日午後 5時30分まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	6月1日午前5時 から12月31日午後 5時まで
	えさ釣り	物部川の杉田えん堤から上流の区域	8月1日午前5時 から12月31日午後 5時まで
	よこ掛け(しゃびき を含む。)	物部川の杉田えん堤から上流の区域	6月1日午前5時 から12月31日午後 5時まで
	玉じゃくり	物部川の杉田えん堤から上流の区域	8月1日午前5時 から12月31日午後 5時まで
	と網	物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただ し、同川の戸板島橋から下流300メー トルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流 300メートルから下流200メートルまでの 区域を除く。	6月20日午前5時 から9月30日午後 5時30分まで。た だし、日没から日 の出までの間を除 く。
			物部川の杉田えん堤から上流の区域
	なげ網	物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただ し、同川の戸板島橋から下流300メー トルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流 300メートルから下流200メートルまでの 区域を除く。	6月20日午前5時 から9月30日午後 5時30分まで。た だし、日没から日 の出までの間を除 く。

		物部川の杉田えん堤から永瀬えん堤までの区域	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	5月1日から9月30日まで
こい	すくい網 さお漁 と網 なげ網		1月1日から12月31日まで
あまご	すくい網 さお漁(ぎじ釣りを含む。)	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	3月1日から8月31日まで
もくずがに	かに籠	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	9月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法以外により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り ぎじ釣り	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時から同月31日午後7時まで
		物部川の香南市野市町仁尾島地先の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線から、同市野市町深淵地先(通称県庁堀上端)の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線までの区域	5月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		物部川の香美市物部町岡ノ内の日の出橋	6月1日午前

		から津々呂第1トンネル西入口に設置されているつり橋上流端までの区域及び物部川支流上葦生川の同川と物部川との合流点から香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端までの区域	5時から8月31日午後5時30分まで
あゆ あまご	友釣り えさ釣り ぎじ釣り	物部川支流槇山川の香美市物部町別府落合の川口発電所取水用えん堤上流端から同市物部町別府の政ヶ谷口に設置されている漁場標識までの区域	1月1日から12月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	物部川の香美市土佐山田町町田の農免橋上流端から、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第34条第1項の表に規定する同市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端から上流左岸70メートルの点までの区域	1月1日から12月31日まで
あゆ	物部川の香美市物部町押谷の佐岡橋上流端から下流の同市物部町山崎の山崎橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間
あゆ	物部川の香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端から下流の同市物部町大柄の葦生川橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間

5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	金突	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川児童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示	7月15日から8月31日まで

		柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	
--	--	------------------------------------	--

6 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、中学生以下の者は、この限りでない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣り及び友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川児童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	6月1日から 8月31日まで
あまご	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣りを含む。） 玉じゃくり		3月1日から 8月31日まで

7 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	ぎじ釣り	物部川の槇山川と上葦生川の合流点から下流の区域、物部川の香美市物部町別府の新錦溪橋上流端から下流の槇山川、同市物部町久保影の影橋上流端から下流の上葦生川、則友川のかんば谷合流点から下流槇山川合流点までの区域及び桑ノ川の大影谷合流点から下流槇山川合流点までの区域	9月1日から 2月末日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下

うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ、こい及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを含 む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	2,000円	8,000円
うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり うなぎうえ		
こい	すくい網 さお漁		
あまご	すくい網 さお漁 ぎじ釣り（毛ばり釣り 及びルアー釣りに限 る。）		
もくずがに	かに籠	設定なし	3,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ、こい及びあまご	もくずがに
中学生以下の者 試験研究若しくは教育実習又は広報を 目的として採捕する者で組合が特に承 認したもの	無料	無料	
女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者		4,000円	1,500円
75歳以上の者		4,000円	
20歳以下の者(中学生以下の者を除く。)		1,000円	500円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料(1年)
あゆ こい	と網 なげ網	12,000円(75歳以上の者にあつては、8,000円)

4 前項に規定する特別遊漁料は、物部川漁業協同組合事務所(香美市土佐山田町山田1865番地)又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。この場合において、あまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を9月1日以降に納付する場合は、第1項の表中「8,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

7 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

(遊漁承認証の交付等)

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

- 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、又は漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年5月16日から施行する。ただし、第6条の改正規定は令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年2月1日から施行する。